

みちのく環境管理規格
(みちのくEMS)
(MICHINOKU Environmental Management System)

規格(第3版)

エコアクション21 産業廃棄物処理業者
の相互認証
附属書

制定 : 2020年6月30日

みちのく環境管理規格認証機構

序文

この附属書は、「エコアクション 21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ第 2 項及び第 3 項等の要件への適合のため、「みちのく環境管理規格（第 3 版）」との差異事項に対する要求事項を定めたものである。

この附属書は「みちのく環境管理規格（第 3 版）」と共に使用されることを目的としている。

1 適用範囲

この附属書は、「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」に関して「みちのく環境管理規格（第3版）」との差分要求事項を規定する。

この附属書は、みちのく環境管理規格の認証及びエコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証を取得しようとする、すべての組織に適用される。

除外が行われる場合は、正当化されたその理由は文書化される必要がある。いかなる除外も、これらの要求事項を満たす組織の能力に影響を及ぼすべきではない。

2 引用規格・規程

みちのく環境規格（第3版）及びエコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程を適用する。

3 用語及び定義

この規格の目的のため、みちのく環境規格（第3版）に規定されている用語及び定義、並びに次に示す定義を適用する。また、エコアクション21 産業廃棄物処理業者向けガイドライン2017年版 参考4 各用語の説明及び注釈を参考にしてもよい。

4 組織の状況

4.1 組織及びその状況の理解

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

4.2 利害関係者のニーズ及期待の理解

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

4.3 みちのく EMS の適用範囲の決定

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

注記 組織や事業が多岐にわたる場合は認証取得の範囲を明確にすることが望まれる。

4.4 みちのく EMS

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

5 リーダーシップ

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

5.2 環境方針

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

注記 下記の用語は同様のことを意味する。

- ・ 環境経営方針と環境方針

5.3 組織の役割、責任及び権限

環境マネジメントシステムの取組を実施するために、実施体制（組織図に役割などを記したもので可）を作成し、適切に管理すること。

6 計画

6.1 リスク及び機会への取り組み

6.1.1 一般

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

6.1.2 環境側面

対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を把握し、環境に大きな影響を与えている環境負荷及びその原因となる活動を特定すること。環境負荷のうち、以下の項目を把握すること。

- ア. 二酸化炭素排出量
- イ. 受託した産業廃棄物の処理量
- ウ. 廃棄物排出量
- エ. 水使用量
- オ. 化学物質使用量

6.1.3 順守義務

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

注記 c)のみちのく EMS は、順守義務を考慮に入れるとは、みちのく EMS を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときに、これらの順守義務を考慮に入れることを意味する。

順守義務は、環境関連法規や顧客要求事項などを含む幅広い意味で解釈されるべきである。

6.1.4 取組みの計画策定

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定

6.2.1 環境目標

環境目標は、可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定すること。

- ア. 二酸化炭素排出量の削減
- イ. 廃棄物排出量の削減
- ウ. 水使用量の削減
- エ. 化学物質使用量の削減
- オ. 受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目

環境目標は、単年度の目標、及び単年度の目標と連動した3～5年程度を目途とした中期の目標を策定すること。環境目標と取組の計画は、関係する従業員に周知すること。

6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定

環境経営計画には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び責任者を定めること。環境経営目標と環境経営計画は、関係する従業員に周知すること。環境マネジメントシステムの取組を実施するために環境経営計画を作成し、適切に管理すること。

注記 下記の用語は同様のことを意味する。

- ・ 環境経営目標と環境目標
- ・ 環境経営計画と環境目標（環境目標を達成するための取組みの計画策定）
- ・ 具体的な手段と実施事項
- ・ 日程と達成期限

7 支援

7.1 資源

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

7.2 力量

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

7.3 認識

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

7.4 コミュニケーション

7.4.1 一般

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

7.4.2 内部コミュニケーション

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

7.4.3 外部コミュニケーション

組織は、下記の要件を満たす環境報告書等を年次で作成し、公表すること。

(1) 適用範囲

① 組織の概要

- 事業所名、所在地、事業の概要、事業規模、法人設立年月日、資本金、売上高、組織図
- 産業廃棄物処理業に関する以下の項目
 - ア. 許可の内容：許可番号、許可年月日、許可の有効年月日、事業計画の概要、事業の範囲（事業の区分と廃棄物の種類）
 - イ. 施設等の状況
 - ・ 収集運搬業者：運搬車両の種類と台数、積替保管施設がある場合はその面積と保管上限量
 - ・ 処分業者：処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力（規模）、処理方式、処理工程図、最終処分場の種類、埋立面積、埋立容量及び残容量
 - ウ. 処理実績（受託した産業廃棄物の処理量【収集運搬量、中間処理量、最終処分量】）

② みちのく EMS 登録内容

- ア. 認証年月日
- イ. 認証登録番号
- ウ. 有効期間
- エ. 登録範囲（サイト）

③ 環境報告書の対象期間及び発行日

- (2) 環境方針
- (3) 環境目標
- (4) 実施計画
- (5) 計画に基づき実施した取組内容（実施体制含む）
- (6) 環境目標及び実施計画の実績、取組結果とその評価、並びに次年度の環境目標及び実施計画（実績には二酸化炭素排出量の総量を含む。環境目標を原単位で策定している場合は、総量または計算根拠を記載する。）
- (7) 環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
- (8) 内部監査・外部審査の報告
- (9) 最高責任者による評価と見直し

7.5 文書化した情報

7.5.1 一般

環境マネジメントシステムの実施するために、以下の15種類の文書類（紙又は電子媒体など）、及び組織が必要と判断した文書類を作成し、適切に管理すること。

エコアクション21の用語	みちのく環境管理規格（第3版）の用語（要求事項）	項番号
・環境経営方針	環境方針	5.2
・環境への負荷の自己チェックの結果	組織は、次に関する文書化した情報を維持しなければならない。 -環境側面及びそれに伴う環境影響 -著しい環境側面を決定するために用いた基準 -著しい環境側面	6.1.2
・環境関連法規などの取りまとめ（一覧表など）	順守義務に関連する文書化した情報を維持しなければならない	6.1.3
・環境経営目標	組織は、環境目標に関連する文書化した情報を維持しなければならない	6.2.1
・環境経営計画	追加要求	6.2.2
・実施体制（組織図に役割などを記したもので可）	追加要求	5.3
・外部からの苦情などの受付状況及び対応結果	必要に応じて、コミュニケーションの証拠として、文書化した情報を保持する	7.4.1
・事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策	プロセスが計画通りに実施されるという確信を持つために必要な程度の、文書化した情報を維持しなければならない	8.2
・環境上の緊急事態の対応に関する試行及び訓練の結果	力量の証拠又は情報を保持しなければならない	7.2
・環境目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、及びその評価結果	監視、測定、分析及び評価の結果の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない	9.1.1
・環境関連法規などの遵守状況の結果	順守評価の結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない	9.1.2
・問題点の是正処置及び予防処置の結果	是正処置の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない	10.2
・代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果	マネジメントレビューの結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない	9.3
・環境報告書	必要に応じて、コミュニケーションの証拠として、文書化した情報を保持する	7.4.1

8 運用

8.1 運用の計画及び管理

環境経営方針、環境経営目標を達成するため、必要に応じて手順書を作成し、運用すること。

8.2 緊急事態への準備及び対応

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

9 パフォーマンス評価

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.1 一般

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

9.1.2 順守評価

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

9.2 内部監査

9.2.1 一般

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

9.2.1 内部監査

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

9.3 マネジメントレビュー

代表者は、定期的に環境マネジメントシステムに基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、以下の項目を含む総括的な見直しを実施するとともに、必要な指示を行うこと。

- ・ 環境経営方針
- ・ 環境経営目標及び環境経営計画
- ・ 実施体制

注記 環境経営目標及び環境経営計画は、必要な場合には、環境目標が達成されていない場合の処置として対応される。また、実施体制は、資源を含む、みちのくEMSの変更の必要性に関する決定に含まれる。

10 改善

10.1 一般

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。

10.2 不適合及び是正処置

組織は、環境活動に対して問題事項の発生が予想される場合、影響度を考慮して予防処置を実施する手順を定める。特に環境への影響が著しい場合、必ず予防処置を考慮すること。予防処置を行った場合は、必要に応じ手順書等の見直しを行う。

注記 再発又は他のところで発生しないようにするため、不適合をレビューして原因を明確にし、類似の不適合の有無、発生する可能性を明確にすることを予防処置として活用できる。

10.3 継続的改善

この項における「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証」に対する「みちのく環境管理規格（第3版）」に対する追加要求はない。